

ニッポン・アクティブライフ・クラブ細則

この細則は定款54条に基づき定めるものとする

(別通称)

第1条 この法人の別通称を日本時間預託ボランティア協会と称する。

(他団体との交流)

第2条 社団法人長寿社会文化協会と友好関係をもち、同一目的を有する国内ボランティア団体との交流を深める。又AARP (AMERICAN ASSOCIATION OF RETIRED PERSONS; 全米退職者協会) との友好関係をもち、同一目的を有する海外のボランティア団体との交流を図り、国際的に通用する事業の場づくりを展開する。

(時間預託制度)

第3条 定款第4条の(目的)達成に資するため、会員同士の助け合いには、「ニッポン・アクティブライフ・クラブ時間預託制度」を設ける。

(預託点数の取得)

- (1) ①家事・仕事・精神的援助、介護・介護などボランティアの内容の如何にかかわらず、活動を全て時間単位で等価評価し、時間を点数とする。
 - ②ボランティア提供者には活動1時間につき1点が与えられる。
 - ③例外事項として、時間預託制度を直接支える活動ならびに福祉関連団体などからNALC発展のために応分の支援・寄与を得て行う。NALCの目的に即したボランティア提供活動に対しては、別に定める点数が与えられる。
- 詳細については「時間預託マニュアル」による。

(点数の預託)

- (2) 前条により取得した点数はニッポン・アクティブライフ・クラブに預託する。

(預託点数の利用)

- (3) 愛情とふれあいの論理に基づき、会員相互のボランティア精神で行う制度であり、使用する時と場所でカバーされる限りにおいて利用可能である。
- (4) ボランティアを必要とする会員(利用者)は預託した点数を使用する(払い出す)ことにより、ボランティアを受けることができる。
- (5) ボランティアを必要とする会員の配偶者、両親及び子供(ただし、介助・介護なしには通常の生活ができない子に限る)はその会員の預託した点数を使用する(払い出す)ことにより、ボランティアを受けることができる。

(ボランティアの双方向性)

- (6) ボランティアを受ける会員は、又ボランティア提供者として活動できる。

(預託点数保有と譲渡)

- (7) 預託点数の譲渡はできない。ただし、次の各号に限り、NALC事務局に通知し了解を得て譲渡する。
 - ①死亡により退会した場合はその会員の配偶者、両親及び子供(ただし、介助・介護なしには通常の生活ができない子に限る)
 - ②退会した場合(除名の場合は除く)も5年間預託点数は削減はしないが譲渡はできない。

(通 用)

- (8) ボランティア提供者はボランティアに対する報酬はない。

ただし、交通費など実費は受け取る。なお詳細な活動の運用に関しては、別に定める「時間預託マニュアル」による。

(会員資格)

第4条 定款第3章会員の資格は次の通りとする。

(1) 正会員

特定非営利活動促進法上の社員として、総会の構成員となり会の運営に関する重要事項について審議し得る個人とする。

(2) 活動会員

原則として50歳以上の個人とする。又、配偶者のある会員は、原則として夫婦で入会するものとする。ただし、年会費及び議決権は1人と見なして取り扱うものとする。

(3) 賛助会員

この法人の主旨に賛同し、別に定める賛助会費を納入する個人及び団体とする。

(ジュニア会員及びミドル会員)

第5条 将来、会員となる後継世代を育成するため、ジュニア会員及びミドル会員制度を設ける。

- (1) ジュニア会員は、高校生、大学生及び25歳以下の社会人とする。

- (2) ミドル会員は、26歳から49歳までの社会人とする。

- (3) 年会費は徴収せず、所定の申込書で登録して活動する。

- (4) ジュニア及びミドル会員の登録、管理、活動はすべて各活動拠点単位で行うこととする。

- (5) 活動拠点がコーディネートしたボランティア活動に参加したジュニア及びミドル会員には、時間預託点数に代え「ボランティアシール」を発行する。このシールは活動1時間につき1枚とし、その運用については別に定める「ジュニア会員マニュアル」及び「ミドル会員マニュアル」による。

- (6) 「ボランティアシール」が100枚以上(100時間以上)に達しているジュニア及びミドル会員が定款第3章第7条(1)項の正会員又は(2)項の活動会員になるときは、その実践時間の20%を時間預託点数として取り扱うものとする。

(会 費)

第6条

- (1) 正 会 員 年額10,000円 ただし、会報購読料とする。

- (2) 活動会員 年額 3,000円 ただし、会報購読料とする。

- (3) 個人賛助会員 一口あたり年額 5,000円

団体協賛会員 一口あたり年額10,000円

(会員の義務)

第7条 会員は次の各号に定める事項を順守しなければならない。

- (1) この法人又はこの会員の名をもって、営利行為若しくはこれに準ずる行為を行わないこと。

- (2) この法人又はこの会員の名をもって、政治、宗教その他定款第4条に定める目的に抵触する行為を行わないこと。

(相談役、顧問及び名誉顧問)

第8条 この法人に、相談役、顧問及び名誉顧問をおくことができる。

(1) 相談役、顧問及び名誉顧問は総会の推薦で会長が委嘱する。

(2) 相談役、顧問及び名誉顧問はこの法人の重要業務について会長の諮問に応じるとともに、会長及び理事会に意見を述べることができる。

(専門組織)

第9条 特定の問題(時間預託、研修、広報、レクリエーション活動、その他)に関する研究や対応を行うために専門組織を設けることができる。

専門部局長及びメンバーは理事会の承認を得るものとする。

(会計報告と活動報告)

第10条 活動拠点は理事会に次項の報告をしなければならない。

(1) 活動拠点、年度決算報告(別に定める様式による)

(2) 毎月の時間預託ボランティア活動報告(別に定める様式による)

(活動拠点への交付)

第11条 この法人は活動拠点に対し、活動会員の会費より一定額を交付する。交付する額については理事会で決定する。

第12条 活動拠点扱いの賛助会員の会費は全額活動拠点に入金する。

(雑 則)

第13条 この細則に付属する必要なマニュアルなどは理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

この附則は、この法人の設立の日から施行する。

附 則

この附則は、平成13年4月16日の理事会で変更し施行する。

附 則

この附則は、平成16年10月28日の理事会で変更し施行する。

附 則

この附則は、平成17年5月11日の理事会で変更し施行する。

附 則

この附則は、平成18年5月10日の理事会で変更し施行する。

附 則

この附則は、平成23年10月25日の理事会での時間預託マニュアル改定に際し変更し施行する。